第９８号議案

町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年(２０２６年)１１月３０日

提出者　町田市長　稲　垣　康　治

町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

町田市職員退職手当支給条例（昭和３３年２月町田市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　略 （退職手当の支給） 第３条　略 ２　次条及び第７条の５の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第１２条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して１月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。 （調整額期間） 第７条の３　略 ２　基礎在職期間とは、その者に係る退職（第３条第１項ただし書又は第１４条の規定に該	（定義） 第１条　略 （退職手当の支給） 第２条の２　略 （退職手当の支払） 第３条　この条例の規定による退職手当は、この条例の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の規定により指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により支払うことができる。 ２　次条及び第７条の５の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第１２条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して１月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。 （調整額期間） 第７条の３　略 ２　基礎在職期間とは、その者に係る退職（第２条の２ただし書又は第１４条の規定に該当

当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第８条第５項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第８条第６項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと、又は第１５条第１項若しくは第１７条第１項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第１２条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第８条第５項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。	するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第８条第５項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第８条第６項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと、又は第１５条第１項若しくは第１７条第１項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第１２条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第８条第５項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。
（１）～（３）略	（１）～（３）略
３　略	３　略
（遺族の範囲及び順位）	（遺族の範囲及び順位）
第１１条　第３条第１項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。	第１１条　第２条の２に規定する遺族は、次に掲げる者とする。
（１）～（４）略	（１）～（４）略
２・３　略	２・３　略
（予告を受けない退職者の退職手当）	（予告を受けない退職者の退職手当）
第１２条　職員の退職が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第２０条及び第２１条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額が、これらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する額を退職手当として支給する。	第１２条　職員の退職が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第２０条および第２１条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額が、これらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。